

徳島海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年5月22日

徳島海区漁業調整委員会

会長 今 治 清 孝

（操業の禁止）

第1条 徳島県海域においては「いせえびかご漁業及び類似漁業」は営んではならない。

（指示の有効期間）

第2条 この指示の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。